

ぱぱママ

主に未就学児のぱぱママ向けのイベントや、子育て支援などに関する情報を紹介します。



PICK UP



思いっきり体を動かしてみよう!



ふたご・みつごちゃん講座 親子ふれあい体操

とき:8/3(月) ところ:こども未来館「ここにこ」 対象:3歳以下の多胎児と保護者 講師:星野泰子さん(健康づくりリーダー) 申込み:7/15(水)までに、こども未来館ホームページで必要事項を入力 問合せ:こども未来館(☎21・5528)

すくすく広場

読み聞かせなどを通して、子どもの脳の発達について学びます。
とき:8/5(水)10:30~11:15 ところ:交通児童館 対象:3歳児以下と保護者 問合せ:交通児童館(☎61・5818)



年齢別交流会 くまさんのへや

全身を使った体操やママ同士の交流などを楽しめます。
とき:8/29(土)10:30~11:30 ところ:こども未来館「ここにこ」 対象:12か月~2歳児と保護者 講師:石川義晴さん(体育インストラクター) 定員:25組(申込順) 申込み:7/1(水)~8/28(金)に、こども未来館(☎21・5528)

モグモグ教室

離乳食作りを見学し、試食などを行います。
とき:8/7(金)、8/27(木)、9/11(金)、9/24(木) 10:15~11:30 ところ:保健所・保健センター 対象:5・6か月児と保護者 定員:各20組(申込順) 料金:各100円 申込み:随時、ホームページで必要事項を入力 問合せ:コープあいち豊橋センター(☎43・5020) HP 45212



ぱぱママ子育て講座 一緒に楽しくリズム運動

ストレッチや簡単なダンスを楽しめます。
とき:8/29(土)13:30~14:30 ところ:東陽地区市民館 対象:3歳以上の未就学児と保護者 講師:中澤ひとみさん(ライブフィットネス代表)ほか 定員:20組(抽選) 申込み:7/15(水)までにホームページで必要事項を入力 問合せ:こども未来政策課(☎51・2325) HP 23513



幼児ふれあい教室

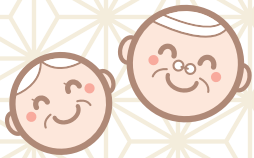
なでなで育児 日本式ベビーマッサージ
とき:9/1、9/15、9/29、10/6の火曜日(全4回) ところ:南部地区市民館 対象:3~11か月児
幼稚園準備講座 運動・工作あそび
とき:9/2(水)・9/9(水)、10/16(金)・10/23(金)(各全2回) ところ:青陵地区市民館 対象:2歳以上の未就園児と保護者 料金:200円 [共通事項] 申込み:7/15(水)までにホームページで必要事項を入力 問合せ:こども未来政策課(☎51・2325) HP 23513



カミカミ教室

歯磨きの話や離乳食の試食、育児相談などを行います。
とき:8/6(木)、8/19(水)、9/3(木)、9/16(水) 9:30~11:30 ところ:保健所・保健センター 対象:9~11か月児と保護者 定員:各15組(申込順) 料金:各300円 申込先:こども保健課(☎39・9160) HP 45213





高齢者向けの健康教室や、介護・医療などに関する情報を紹介します。

シニア



PICK UP

孫育て今どきの育児

昔と今の子育ての違いや、孫との関わり方を学びます。
とき:8/10(月)10:30~12:00 **ところ:**こども未来館「ここにこ」
対象:孫がいる方 **講師:**伊東たづ子さん(保育士) **定員:**20人(申込順) **申込み:**7/1(水)~7/15(水)に、こども未来館(☎21・5528)

後期高齢者医療保険料 納入通知書を送付します

8月上旬に、後期高齢者医療制度加入者宛てに、令和2年度後期高齢者医療保険料(本算定)納入通知書を送付します。8月下旬までに届かない方は、お問い合わせください。なお、保険料は平成31年1月から令和元年12月の所得を基に算定しています。保険料率など詳細は同封の案内をご覧ください。

問合せ: 国保年金課 (☎51・3132) 8034



収入が減少した方などの介護保険料を減免します

2月1日(土)~来年3月31日(水)が納期の介護保険料を減免します。

対象:新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が次のいずれかに該当する方①事業収入などが、昨年に比べ3割以上減少した(所得制限あり)②死亡または重篤な傷病を負った **減免額:**減少する所得に応じ算出した保険料の①8割~全額②全額 **申請:** 来年3/31(水)までに申請書などを長寿介護課(〒440-8501住所不要 ☎51・3130)※申請書は長寿介護課、ホームページなどで配布 805493



後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証

7月下旬に後期高齢者医療制度加入者宛てに、8月1日(土)から使用できる被保険者証を送付します。

- ①**限度額・標準負担額減額認定証**
- ②**限度額適用認定証**

7月下旬に①または②をお持ちの方宛てに、8月1日(土)から使用できる認定証を送付します。なお、①は市民税非課税世帯に、②は住民税課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者がいる世帯に発行しています。新たに発行を希望する方は、随時、国保年金課で申請できます。

[共通事項] **問合せ:** 国保年金課 (☎51・3132) 8048



国民健康保険のお知らせ

高齢受給者証

7月下旬に70~74歳の国民健康保険加入者の世帯主宛てに、8月1日(土)から使用できる高齢受給者証(白色)を送付します。

限度額適用認定証

70~74歳の国民健康保険加入者かつ、住民税非課税または課税所得が145万円以上690万円未満で、限度額適用認定証の発行を希望する方は、8月3日(月)から国保年金課で申請が必要です。

[共通事項] **問合せ:** 国保年金課 (☎51・2293) 19501

